

**必ずお読みください**

# 遺産分割手続案内

(申立人となられる方へ)

京都家庭裁判所

この書面では、遺産分割手続の目的や調停・審判の実情を簡単に説明します。

調停手続一般や遺産分割調停の注意点については、「調停のしおり」「遺産分割調停の流れについて」がありますので、あわせて参照して下さい。

被相続人が亡くなったことによって発生した問題には、遺産分割手続では解決できない問題も多くあります。遺産分割調停・審判の申し立てをお考えの方は、まずこの書面をお読み頂き、遺産分割手続で解決できる問題かどうかを冷静によくお考えになって下さい。

## 遺産分割調停とは？

### 1 遺産分割とは？

人が亡くなると解決すべきいろいろな問題があります。遺産分割は、そのうちの亡くなった人（以下「被相続人」という。）の財産を共同相続人の間の協議等によって分けることです。すなわち、相続人は、相続開始の時（人が亡くなったとき）から被相続人の一切の権利義務を引き継ぐこととなりますが、相続人が複数いて、相続すべき財産が土地や建物など複数ある場合には、誰が何を相続するかを決める必要があります。これが遺産分割です。

### 2 話し合いはしましたか？

遺産分割は、相続人のみなさんが自分たちの話し合いで決めるのが原則です。相続人のみなさんで話し合いを持たずに裁判所に調停の申し立てをすると、相続人の間で反発を招いたり不信感が芽生えたりして、かえって速やかな解決につながらないことがあります。

裁判所に申し立てをする前に、みなさんの間で十分に話し合いを持つ努力をしたかどうか、もう一度考えてみてください。調停を申し立てる前に、電話や手紙で相手にその旨の連絡をしておくと話が進みやすくなる場合があります。

### 3 遺産分割調停とは？

遺産分割調停は、遺産分割について、みなさんが話し合って主体的に解決をする手続です。調停での話し合いにあたっては、一人の裁判官と民間から選任される二人以上の調停委員から構成される調停委員会が、相続人のみなさんから、それぞれのお考えや言い分を聞き、みなさん同士の話し合いにより、法律の枠組みにかなった適切な解決ができるように助言等を行います。

調停手続で話し合いがつかない場合には、次の審判手続に移ります。最初から審判の申立てをすることもできますが、調停によって解決する方が、審判よりも多くの問題について、より事情に合った解決をすることができますから、裁判所の判断で調停手続から始めるのが一般的です。

※ なお、使途不明金、葬儀費用、扶養や介護、祭祀承継、相続債務、同族会社の経営を巡る問題、遺産の管理・管理費用などの争いは、本来の遺産分割の問題ではないので、原則として審判手続で解決することはできません。話し合いがつかないようであれば、遺産分割とは別に申立てを行うか、民事訴訟を提起する必要があります。

## 遺産分割調停を始めるために必要な事項は？

遺産分割調停は、原則として被相続人の法定相続人全員が当事者となります。そして、遺産分割調停を始めるためには、遺産分割調停や審判によって分割をしなければならない遺産が、少なくとも1つは存在する必要があります。

そこで、遺産分割調停を申し立てるためには、次の点について、調べて、申立書とともに関連する資料を提出することが必要です。

### 1 相続人はだれであるか？

先に述べたように、遺産分割調停では、原則として被相続人の法定相続人全員が調停の当事者となります。例えば、申立人から見て祖父に当たる方が被相続人である場合、法定相続人が100人近くなることもあり、その中には外国に居住されている方もおられる場合があります。その場合、たとえ一人でも当事者から漏れていると、そのまま遺産分割の調停が成立してもすべて無効となってしまう危険性があります。そのため、調停を始めるにあたり法定相続人を確認することは大変重要です。

被相続人が日本の国籍を有する場合、法定相続人を明らかにするためには、被相続人に関連する戸籍によって明らかにするのが原則であり、遺産分割の調停を申し立てるにあたり、申立人の方に提出をお願いしています。被相続人に関連する戸籍は、事件によって異なりますが、ケースによっては古い戸籍をそろえていただく必要があるなど、大変な労力を必要とすることもあります。戸籍がそろっていない場合には遺産分割をすることができない場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 2 遺言書・遺産分割協議書の存否・その内容

①被相続人について有効な遺言書があって、遺産について分割方法がすべて決まっている場合、または②すでに遺産分割の協議が実施され、遺産分割協議が成立している場合には、その内容に不満や不服があっても、特別の事情のない限り新たに遺産分割の調停を成立させることはできません。（このような場合、遺産に関する紛争調整として一般調停手続をすることは可能ですが、審判をすることはできません。）

したがって、調停を始めるにあたり、遺言書や遺産分割協議書が存在するのかが大変重要になりますから、申立てをされる方が、別添の「事情説明書」の「第1の1【遺言書】」の欄、「第1の2【遺産分割協議書】」の欄に記入し、仮に遺言書や遺産分割協議書を所持されている場合には、そのコピーを申立書とともに必ず提出して下さい。

※ 被相続人が自筆で作成した遺言書のような書面がある場合には、裁判所での検認という手続きが必要な場合がありますので、その申立ての方法について分からないことがあれば、家庭裁判所におたずねください。

## 3 遺産の存在とその内容

遺産分割とは、現に存在している遺産を分けるための手続です。遺産分割調停を始めるためには、少なくとも1つは分割しなければならない遺産が存在する必要があります。

申立てをされる方は、申立書添付の「遺産目録」にすべての遺産の内容を記載して、すべての遺産に関する必要な資料を添付していただくことになります。遺産の内容が不明な場合は、遺産分割をすることができません。

被相続人の債務（借金等）は、分割しても、債権者が承諾しない限り債権者には対抗できないことから、分割対象とはならないとされています。

被相続人の生前または死亡時に存在していたが現在は存在しない財産や、被相続人に帰属すると認められない財産は、遺産分割の対象とすることができません。

また、被相続人にどのような遺産があるのかについては、相続人のみなさんご自身で必要な資料を探して集めていただき、分割のために必要な資料を裁判所に提出することが原則です。

「被相続人には、もっとたくさんの預貯金があったはずだが、被相続人と同居していた相続人から、被相続人にはこれしか預貯金がなかったと言われました。納得いかないのです、裁判所で調べてもらえないでしょうか。」と言われる方がおられますが、原則として家庭裁判所が被相続人の遺産を探すようなこと

はいたしません。あつたはずだという主張だけでは、調停で取り扱いません。

分割対象となる遺産は現存している遺産に限定されますので、使ってしまったお金や滅失した建物など、現存しないものは、原則として分割の対象とはなりません。調停期日に「もっとたくさんの預貯金があつたのに、相続人の〇〇さんに勝手に使われたので一度戻してほしい」と言われる方がおられますが、相手がこれに同意しない限り、これを遺産分割の対象財産とすることはできません。

預貯金が不法・不当に減少している場合には、この遺産分割の手続ではなく、損害賠償請求などの手続きが必要です。

## 4 遺産の評価

遺産分割の調停、審判では、分割の対象となる様々な財産を、そのままの状態  
で金銭価値に評価し、それを基準として、各当事者の取得割合に応じて、後に述  
べる方法によって分配します。

遺産分割に関わる方々は、財産の評価額以上のものを遺産分割調停や審判に期  
待することが少なくありません。しかしながら、遺産分割手続では、既に述べま  
したように、対象となる財産を金銭評価し、それを基準として分けていく手続で  
すから、一度冷静に全体の財産がいくらであり、自分の取得割合が金銭に換算す  
ると、どの程度であるかを考えることが重要です。

遺産の評価は、原則として市場価額によりますが、不動産の場合には、固定資  
産評価や路線価等を利用する場合があります。

## 各相続人の取得割合はどのようにして決まるのか？

### 1 相続分とは？

遺産分割は、様々な財産を金銭評価したうえで、各当事者の取得割合に応じて  
分配する手続であることは既に述べましたが、各当事者の取得割合は、当事者全  
員で合意すれば自由に決めることができます。

もっとも、家庭裁判所に申立てのある事件では、通常そのような合意は得られ  
ません。そこで、結局、各当事者の法定相続分を次に説明する特別受益、寄与分  
によって修正して、各当事者の取得割合を決めることとなります。

### 2 特別受益とは？

相続人の中に被相続人から遺贈や多額の生前贈与を受けた人がいる場合、その  
受けた利益のことを「特別受益」（民法903条1項）といいます。その相続人

は、いわば相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、その特別受益分だけその人の相続分を減らして、具体的な相続分を算定することがあります。

もっとも、特定の相続人の受けた利益がすべて特別受益として、その当事者の相続分に反映されるわけではありません。例えば、第一子は浪人して私立大学に進学したのに対し、第二子は現役で国立大学に進学したとして、両者の進学費用の差額が特別受益になるかといえ、実例としては、このような場合、親が、子の能力や意向等に応じて、同じ教育費として、それぞれその子に適切であると考えて費用を負担したものであり、その差額は特別受益にならないと判断される例が多いです。

また、例えば、第一子は、早くに独立したのに、第二子は、いつまでも親に生活費を負担してもらっているから、負担してもらった生活費が特別受益である旨主張されることがありますが、これも、親の子に対する生活費支援は、程度によりますが、法定相続分を修正する特別受益とはならないと判断される例が多いです。

なお、特別受益を主張する方は、その具体的内容を明らかにして、それに関する資料を提出することが必要です。特別受益の具体的内容について何らの資料も提出しない場合には、あなたの主張は話合いの席でも取り上げられないことがあります。ご主張される前に、資料が十分そろっているか確認してください。

### 3 寄与分とは？

寄与分（昭和56年1月1日以降相続開始した事件は民法904条の2第1項）とは、相続人の中で、被相続人の生前に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献をした人がいる場合、その人の貢献の度合い（寄与分）に応じて、その人の相続分を増やす制度です。

当事者の方から、被相続人の家業を手伝ったり、被相続人の介護をしたりしたとの主張がよく出されます。もっとも、寄与分が認められるためには、親族間において通常期待される程度を越えた貢献が必要です。

例えば、実家が酒屋さんで学生時代に配達を手伝ったとか、単に自分が高齢の親と同居したとか、入院中の親を見舞った等、他の相続人と比較して貢献の度合いが大きいとか、自分だけが負担が大きかったといった程度では、寄与とは評価されないことが多いです。

なお、寄与を主張する方は、被相続人が昭和56年1月1日以降に亡くなった事案では、遺産分割の他に寄与分の申立てをする必要があります。また、特別受益と同じように、主張内容を明らかにし、それに関する資料を提出することが必要で

す。寄与の事実について何らの資料も提出しない場合には、あなたの主張は話合いの席でも取り上げられないことがあります。ご主張される前に、資料が十分そろっているか確認してください。

## 遺産の分割方法は？

遺産分割の各当事者の取得額は、各人の取得割合が決まれば、遺産全体にその取得割合を掛けて具体的金額を決めます。例えば、分割の対象となる遺産総額が1200万円、相続人が甲、乙、丙の3人いて、法定相続分は各3分の1、甲に300万円の特別受益があるとすれば、各人の取得額は次のとおり、甲が200万円、乙、丙が各500万円となります

みなし相続財産  $1200万円 + 300万円 = 1500万円$

甲の取得額  $1500万円 \times 1/3 - 300万円 = 200万円$

乙、丙の取得額  $1500万円 \times 1/3 = 500万円$

遺産の分け方には、主に次の3つの方法があります。

- ① 遺産そのものを分ける「**現物分割**」
- ② 誰かが遺産を取得し、その遺産の価額が、その遺産を取得した人の取得額を上回っている場合にはそれを代償金として支払う「**代償分割**」
- ③ 遺産を第三者に売却（競売）して売却代金を分配する「**換価分割**」

例えば前記の例で、遺産が1000万円の土地と200万円の自動車であったとします。①の分割方法の例は、乙と丙が土地を持分2分の1の割合で共有取得するか、土地を分筆して取得し、甲が200万円の自動車を取得する方法であり、②の分割方法の例は、乙が総ての遺産を取得して、甲に200万円、丙に500万円を支払うという分割方法であり、③の分割方法の例は、土地と自動車を売却して必要な費用を控除した残額をその取得割合に応じて分配するという方法です。

遺産をどのように分割するかは、各人の取得割合を枠組みとして、遺産の内容、利用状況、相続人の経済状況等一切の事情を総合して決めることとなります。

したがって、遺産の分割方法を検討するためには、遺産の状況や管理者などの実情を知る必要があります。当事者の方にその資料の提出をお願いすることがあります。

## 調停・審判を円滑に進めるためには？

遺産、特別受益、寄与分など遺産分割手続を進めるために必要な資料は、当事者のみなさんが収集し、裁判所に提出するのが原則です。ですから、遺産分割調

停を円滑に行うためには、手続の主体である当事者のみなさんが、必要な資料を収集し、提出することが必要です。

調停委員会又は裁判所書記官から、手続をすすめる上で必要な書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力下さい。

## ※ お問い合わせ

☆ あなたが主張したいことは、その主張を書面にして、その裏付けとなる資料をあなたご自身で収集し、裁判所に提出していただくこととなります。裁判所に提出する書類は、「書類を提出される方へ」に従って、提出してください。

☆ 期日には、原則として相続人本人の出席が必要です。期日にどうしても都合が悪い場合には、必ず事前に担当書記官にご連絡ください。

☆ 裁判所では、法律上の相談や手続き上のアドバイス等、法律相談には一切お答えできません。あなた自身にとってどうするのが一番良いのかを相談したい場合や判断に迷われる場合には、早急に弁護士等の法律の専門家又は相談機関にご相談ください。また、家事調停、家事審判の手続について代理人を依頼したいという場合、原則として、弁護士でなければ代理人になることはできません。弁護士に手続代理人を依頼する場合には、お近くの弁護士会に問い合わせるなどして、速やかに相談してください。

☆ 裁判所に電話をする際には

裁判所は多数の事件を扱っております。あなたの氏名だけをお聞きしても、担当者を探すのに、時間がかかります。申立後に家庭裁判所へ電話をかける場合は、応答したものに「担当書記官名」（通知書等に記載されています。）を教えてください。担当書記官が出たら、裁判所からの通知書等に書かれた「事件番号」、「期日」、「氏名」を教えてください。事件記録で確認した後に、ご用件をうかがいます。

☆ わからないことがありましたら、期日に出席された際におたずねください。